

## 【林野庁より周知】ウクライナ情勢に関する外国為替及び 外国貿易法に基づく措置について

ウクライナ情勢については、これまでも連絡させていただいておりますが、4月12日付け閣議了解「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」に基づき、外国為替及び外国貿易法による措置が行われることとなりましたのでお知らせします。

下記添付の資料にありますように、輸入禁止措置の対象品目に木材(チップ、丸太、単板)が含まれます。

農林水産省としては、これらの措置について、輸出・国際局国際地域課新興地域グループロシアNISチーム(電話:03-3502-5926)において、関係業者等からの問合せに応ずることとしておりますので、併せてお知らせします。

また、今回の措置の詳細については、外務、経産、財務各省のHPに掲載されておりますので、以下のとおりリンクを掲載いたします。

外務省: [https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_009340.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009340.html)

経済産業省: <https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220412002/20220412002.html>

財務省:

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/gaitame/economic\\_sanctions/ukrainehoudou\\_20220412.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/ukrainehoudou_20220412.html)

### 【添付資料】



ウクライナ情勢に関する  
外国為替及び外国